

# Work Topics

※Work Topicsとは、「仕事を進める上で知っておくべき語り種」の意味です。

令和5年1月27日  
交通捜査課  
第126号

## 人定確認の徹底について

人定確認を確實に行なうことは、交通捜査員【警察官】としての基本です。少しでも人定事項に疑問点や確認不足がある場合は、なりすましや無免許運転の疑いをかけ、以下のような捜査を実施して必ずその疑問点等を解決し、確實に人定を特定しましょう。



大阪A太郎



大阪B次郎

俺双子やけど無免許やし…。  
免許持ってる弟の名前を言うとこ

私の名前は大阪A太郎です。  
生年月日は○年○月○日です。

決して被疑者の言いなりにならず、以下の確認事項を確實に実施して

### 人定確認を徹底する

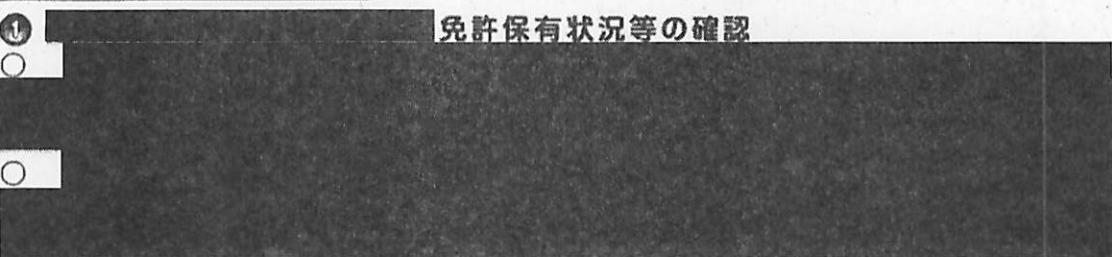


## 事故発生現場等における確認

### 免許保有状況等の確認

ステップ1

1



### ステップ2で確実に身元を確認

#### 身分証明書による確認

ステップ2

2

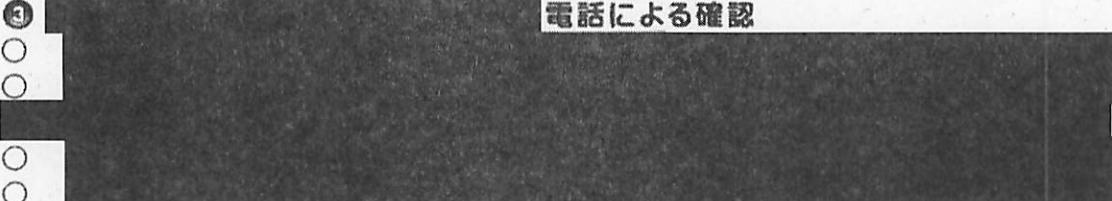


### ステップ3で身元を確認

#### 電話による確認

ステップ3

3



身元を確認する際には以上のとおり「無免許運転者等取扱要領の制定について」(昭和46年9月3日例規(交指・免・試験)第52号の運用により実施する。

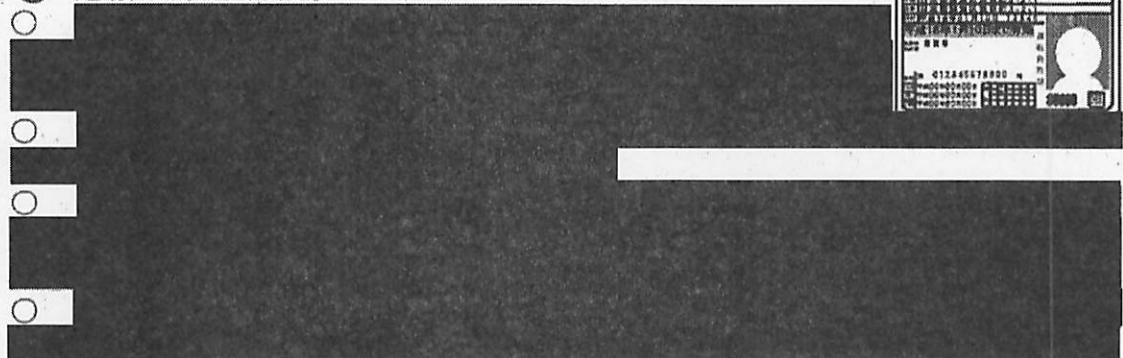
次へ

## 事後捜査等における確認

### ① 運転免許証の確認

ステップ

1



ステップ

2

### ② 身柄引請人による確認

- 身柄引請は原則親族からとし、やむを得ず親族以外の知人等を身柄引請人とする場合であっても、身柄引請人から対象者の人定確認を行う。
- 身柄引請人の人定確認についても、[REDACTED] 身分証明書で行う。



ステップ

3

### ③ 事件送致前の幹部による確認

- 各級幹部は決裁時等において、
  - ・人定確認が確実に行われているか
  - ・自称だけで人定を特定していないか等を確認する。
- 確実に確認できていない場合は、このワークトピックスに記載された確認方法等による人定確認を徹底させる。



【人定確認の徹底について（通知） 令和5年1月19日 交捜第80号参照】

(この係 [REDACTED])